

第7期野尻湖水質保全計画の策定について

水大気環境課

1 趣旨

野尻湖では、流域の社会経済活動に伴う富栄養化の進行により、昭和60年頃から植物プランクトンによる水道水源のろ過障害が生じ、また、昭和63年には淡水赤潮が発生したことから、平成6年10月に指定湖沼の指定を受け、県では、以来6期30年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、水質保全のための各種施策を地元住民や関係機関との連携の下、実施してきた。

これまでの取り組みの結果、野尻湖の水質は長期的に改善傾向にあるものの、環境基準を継続的に達成できていない。

この度、「第6期野尻湖水質保全計画」の計画期間が令和5年度で終了したことから、引き続き野尻湖の水質保全を図るため令和6年度に「第7期野尻湖水質保全計画」を策定する必要がある。

湖沼水質保全特別措置法（抜粋）

（湖沼水質保全計画）

第4条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼水質保全基本方針に基づき、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「湖沼水質保全計画」と言う。）を定めなければならない。

2 計画の策定項目

- 水質保全計画の計画期間
- 湖沼の水質の保全に関する方針
- 湖沼の水質の保全に資する事業に関すること
- 湖沼の水質の保全のための規制、その他の措置に関すること
- 流出水対策地区における流出水対策推進計画
 - ・ 流出水対策の実施の推進に関する方針
 - ・ 流出水の水質を改善するための具体的方針
 - ・ 流出水対策に係る啓発に関すること

3 野尻湖を取り巻く状況、方向性

- ・ 野尻湖の水質は長期的に改善傾向にあり、淡水赤潮は見られなくなっている。
- ・ 一方、燐については、環境基準を達成した年度があるものの、継続的な達成はしていない状況である。化学的酸素要求量（COD）については、令和4年度まで環境基準を達成していないものの、利水状況の変化に伴い、令和5年3月に水域類型を変更したことから、令和5年度以降は達成する見込みである。
- ・ 流入する負荷の約9割を占める、市街地・農地・山林等の非特定汚染源からの汚濁負荷対策が課題である。



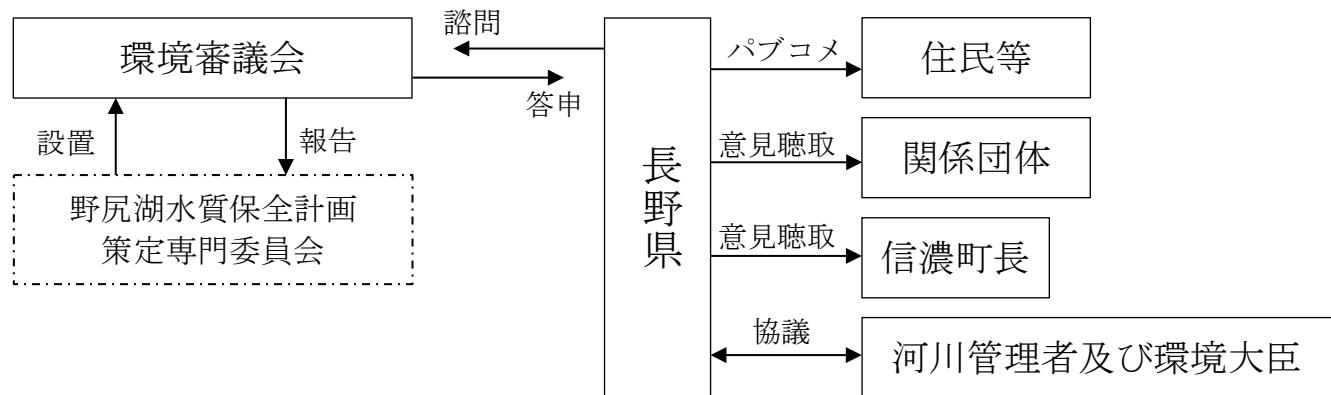
非特定汚染源の汚濁負荷対策、下水道の接続率の向上等の取組を、地域住民・関係機関との協働により引き続き実施し、環境基準を継続的に達成することにより、野尻湖の美しい姿を次世代に引き継ぎます。

4 計画の策定効果

- ・ 野尻湖の水質保全対策を国、県、流城市町村（信濃町）、住民との協働により、総合的かつ計画的に実施することができる。
- ・ 環境基準の継続的な達成に向かって、各種事業を総合的に進めることができる。

5 計画策定までのスケジュール等

（1）計画策定の体制



(2) 策定スケジュール

	2024 年									2025 年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境審議会		● 諮問 (5/31)				● 中間 報告		● 答申				
野尻湖水質保 全計画策定 専門委員会				● 第1回 委員会		● 第2回 委員会 (現地 視察あ り)		● 第3回 委員会				
パブコメ									↔			
計画案について の協議等										信濃町長の意見聴取		
										河川管理者・環境大臣との協議		
											策定・ 公告	